厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について

中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型 コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断され ております。

今般、日本国内で新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたことから、厚生労働省において、1月16日に別添1のとおりプレスリリースを行いました。また、疑い患者等への対応に当たっては、別添3「中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策」について、画像検査などで肺炎と診断された場合には、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの運用について保健所へ相談することとするなど情報の更新を行っておりますのでお知らせします。

つきましては、別添 2「中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について」(令和 2 年 1 月 6 日付け事務連絡)を再度ご確認いただくとともに、疑い患者等への対応に当たっては、別添 3 及び別添 4「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス (第三版)」をご参照いただくよう御了知いただくとともに、管内医療機関への周知につきまして、改めて御協力をお願いします。

なお、当該肺炎におきましては、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、 別途お知らせします。

また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛でに発出しておりますことを申し添えます。

別添1:新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について(令和2年1月16日付けプレスリリース)

別添2:中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起につ

いて(令和2年1月6日付け事務連絡)

別添3:中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と

院内感染対策

別添4:疑似症サーベイランスの運用ガイダンス (第三版)



Press Release

令和2年1月16日

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課 感染症情報管理室長

梅田 浩史(内 2389)

課長補佐 加藤 拓馬(内 2373) 主査 柳川 愛実(内 2932)

(代表番号) 03(5253)1111 (直通番号) 03(3595)2257

報道関係者 各位

新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について

1月14日、神奈川県内の医療機関から管轄の保健所に対して、中華人民共和国湖北省武 漢市の滞在歴がある肺炎の患者が報告されました。この方については、1月6日にご本人 が医療機関を受診した際に、武漢市の滞在歴の申告があり、その後、原因が明らかでない 肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度(疑似症サーベイランス)に基づき 報告されたものです。

当該患者の検体を国立感染症研究所(村山庁舎)で検査したところ、昨日(1月15日) 20時45分頃に新型コロナウイルス陽性の結果が得られました。新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が国内で確認されたのは初めてです。

本件について、積極的疫学調査を行うとともに、世界保健機関(WHO)等の関係機関と協力し、リスク評価を進めてまいります。

概要

①年代: 30代

②性別: 男性

③居住都道府県: 神奈川県

④症状: 1月3日から発熱あり。

1月6日に中華人民共和国湖北省武漢市から帰国。同日、医療機関を受診。

1月10日から入院。

1月15日に症状が軽快し、退院。

⑤滞在国: 中華人民共和国(湖北省武漢市)

⑥滞在国での行動歴: 本人からの報告によれば、武漢市の海鮮市場 (華南海鮮城) には立ち寄っていない。中国において、詳細不明の肺炎患者 と濃厚接触の可能性がある。

◆国民の皆様へのメッセージ

- 新型コロナウイルス関連肺炎に関する WHO や国立感染症研究所のリスク評価によると、 現時点では本疾患は、家族間などの限定的なヒトからヒトへの感染の可能性が否定 できない事例が報告されているものの、持続的なヒトからヒトへの感染の明らかな 証拠はありません。風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エ チケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。
- 武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、 マスクを着用するなどし、速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

(その他)

○今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に 御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった 観点からも、お控えください。

(参考) コロナウイルスとは

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られていますが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV (重症急性呼吸器症候群コロナウイルス)と MERS-CoV(中東呼吸器症候群コロナウイルス) 以外は、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまります。詳細は、国立感染症研究所の情報ページをご参照ください。

〇国立感染症研究所 人に感染するコロナウイルス

https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html

事 務 連 絡 令和 2 年 1 月 6 日

厚生労働省健康局結核感染症課

中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について

令和元年12月、武漢市衛生健康委員会 (Wuhan Municipal Health Commission) から、武 漢市における非定型肺炎の集団発生について発表がありました。

当該肺炎の原因については調査中であり、現時点では不確定な部分が多いことから、武漢市に滞在歴があり、呼吸器症状を発症して医療機関を受診した患者については、院内での感染対策が徹底されるよう改めて管内医療機関へ周知をお願いします。

また、疑似症定点医療機関において、武漢市に滞在歴がある原因不明の肺炎患者を診察した際には、感染症発生動向調査における疑似症サーベイランスに基づき、国立感染症研究所 (National Institute of Infectious Diseases)で検査を行うことが可能ですので、積極的に検討いただくよう管内医療機関へ周知願います。

なお、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、別途 お知らせします。また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しております ことを申し添えます。 中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染 対策

2020 年 1 月 10 日 2020 年 1 月 15 日 改訂 2020 年 1 月 17 日

国立感染症研究所 感染症疫学センター 国立国際医療研究センター 国際感染症センター

1. はじめに

中国は、湖北省武漢市から報告された原因不明の肺炎患者について、新型コロナウイルス (nCoV)に関連していると暫定的に診断したことを公表した(経緯や最新情報は厚生労働省「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html 参照)。

以下の内容については 1 月 16 日 10 時現在における情報を基に作成しており、今後、 最新の情報を基に変更されることがある。

- 2. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例のスクリーニング 発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、以下の有無を聴取する。
- (ア)新型コロナウイルスの患者(確定例)、またはその疑いがある患者との接触)

- (イ) 武漢市への渡航歴
- (ウ)「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触)
- 3. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例の定義 以下の I および II を満たす場合を「疑い例」とする。 I 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。
 - Ⅲ 発症から 2 週間以内に、以下の(ア)、(イ)、(ウ) の曝露歴のいずれかを満たす。
 - (ア) 新型コロナウイルスの患者(確定例)、またはその疑いがある患者と必要な感染 予防策なしで 2 メートル以内での接触歴がある。
 - (イ) 武漢市への渡航歴がある。
 - (ウ)「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。
- 4. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例に対する感染対策 急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人に

は必ずサージカルマスクを着用させ、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。そのうえで、上記(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかの曝露歴のある患者を診察する場合、

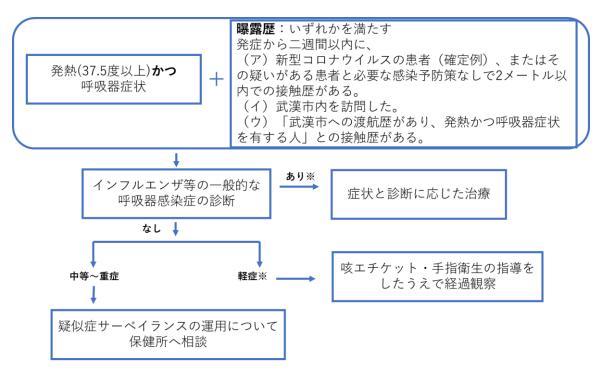
- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。
- II 診察室および入院病床は個室が望ましい。
- Ⅲ 診察室および入院病床は十分換気する。
- IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具(ゴーグルまたはフェイスシールド)、長袖ガウン、手袋を装着する。
- V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には患者にサージカルマ スクを装着させる。

5. 検査や対応の流れ(図)

まずはインフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体による感染症を考慮し、これらについて微生物学的な検査を行う。検査の結果原因微生物が特定された場合には、検出された微生物に必要な感染防止対策を行う。上述の疑い例の定義に該当し、これらの検索で病原体が陰性である場合、軽症の場合には咳エチケット・手指衛生の指導をしたうえで経過観察。重症であり疑似症サーベイランスの対象の定義を満たした場合には、当該医療機関を所管する保健所に報告する。

画像検査などで肺炎と診断された場合には、中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの運用について保健所へ相談する。

なお、疑似症サーベイランスの定義や運用については「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス (第三版)」 (https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/gijisyo-gildeline-200110.pdf) を参照すること。



※2019-nCoVの検査を実施するかどうかについては必要に応じ保健所と相談

注) 肺炎と診断された場合には中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスの 運用について、保健所へ相談する。

参考:

- 1. 中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について. 厚生労働省 健康局 結核感染症課.
- 2. 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について. 厚生労働省 健康局 結核 感染症課.
- 3. 原因不明の肺炎 中国. 厚生労働省検疫所 FORTH.
- 4. 新型冠状病毒感染的肺炎疫情知识问答. 武汉市卫生健康委员会. (http://wjw.wuhan.gov.cn/front/web/showDetail/2020011509040)
- 5. Coronavirus. World Health Organization (https://www.who.int/health-topics/coronavirus)

疑似症サーベイランスの運用ガイダンス (第三版)

2019年3月25日(第一版) 2019年8月28日(第二版) 2020年1月10日(第三版) 国立感染症研究所

1. 本ガイダンスの目的

原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、平成31年2月14日に改正された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。)第6条第2項の規定による「疑似症」の届出について、医療機関と行政当局での運用を円滑に行うための技術的なガイダンスを作成した。

なお、本文中で、「疑似症サーベイランス」としているものは、すべて今回の改正後 のものを指す。

また、平成31年2月21日付けで改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第法律第114号。以下「法」という。)第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」及び「感染症発生動向調査事業実施要綱」も参照されたい。

平成31年4月1日の疑似症サーベイランスの運用を開始した後、自治体の協力を得て、報告された事例についての検討を適切なタイミングで実施し、適宜、当運用ガイダンスの修正を行うこととする。

2. 定義、届出基準、指定届出機関

定義:施行規則第6条第2項(抄)

法第 14 条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症(以下「疑似症」という。)は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

届出基準

上記の定義を満たしていること。ただし、以下の2つに該当する場合は、届出の対象とならない。

- ◆ 当該症状が2~5類感染症の患者の症状であることが明らかである場合(注:当該感染症の届出基準に基づき届出を行う)
- ◆ 感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかである場合

指定届出機関:施行規則第6条第2項(抄)

同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを提供できる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるもの(以下、疑似症定点とする)

3. 定義・届出基準に関する補足説明

- ◆ 「感染症を疑わせるような症状」については、感染症を否定できない初期症状で急性の経過を示すこと(注:対象とする症候は限定しない)、感染症を疑う所見があること、曝露歴(注:海外渡航歴や、動物・節足動物との接触等)なども考慮して、診察医が総合的に勘案する
- ◆ 「集中治療その他これに準ずるものが必要であり」については、各疑似症定点で通 常使われている重症度を示す指標や、実施された医療行為の内容、また、看護必要度 等を用いて判断することする。

以下にその一例をあげるが、各疑似症定点における医療・看護に係る情報管理手法に合わせたものを選択できることとする。また、死体検案の事例については、「集中治療その他これに準ずるもの」が必要であったとみなして対応する。

「集中治療その他これに準ずるものが必要であり」の指標の例(いずれかを満たす)

- ▶ 重症度を示す指標
 - ◆ SOFA、又は、qSOFA が一定の基準を満たす(注参照)
 - ◆ 意識障害 (GCS<8) が24時間以上遷延する
- ▶ 実施された医療行為の内容
 - ◆ 気管内挿管による呼吸管理を要する
 - ♦ DIC 治療を要する
 - ♦ 循環作動薬による循環管理を要する
 - ◆ 腎代替療法(透析)を要する
 - ◆ 集中治療室管理を要する

注)

SOFA スコア(sequential (sepsis-related) organ failure assessment): ICU など の重症管理をしており感染症が疑われる患者に対して臓器障害を簡便にスコア化し

記述することを目的に作成されたスコアリングシステム。

quick SOFA (qSOFA): 病院前救護、救急外来、一般病棟など ICU 外で感染症が疑われる患者に対して重症化を予測する目的に作成された基準。

- ◆ 「直ちに特定の感染症と診断することができない」については、以下を考慮する。
 - ▶ 疑似症定点で実施されている通常の迅速診断キットや細菌培養にて起因病原体が同定できない場合
 - ▶ 検査を受託する外部機関において検査を実施しているが、原因となる病原体等 (毒素も含む)が特定できない状況(検査の最終結果の判明前であっても、暫定 的な結果等から病原体等が特定できないと見込まれる場合を含む)
 - ▶ 既知の病原体が検出された場合でも、既知の疫学情報あるいは病態に合致しない場合

ただし、誤嚥など当該病態に至る明らかな背景因子が想定される場合は、届出対象には含めない。また、食中毒事案の取り扱いについては、適宜、厚生労働省(国立感染症研究所を含む。)と相談を行うこと。

- ◆ その他、考慮すべき点は以下のとおり。
 - ▶ 基本的には、市中(院外)において発生した疾病を報告対象とするが、公衆衛生上の意義があると考えられる院内感染事例については、届出について管轄保健所と予め協議を行うこと。
 - ▶ 当該症例や家族等の関係者から得た情報で、疑似症定点において、当該症例が市中において発生した集団発生の一部であることが確認できた場合は、その情報を保健所への届出内容に含めることが、事案の全体像を把握する上でも重要である。
- ◆ 届出基準の「法の対象外の感染性疾患であることが明らかである場合」の例として は、法の報告対象外の細菌やウイルス感染症などが含まれる。

4. 疑似症定点の選定に関する補足説明

◆ 基本的原則

地域の医療機関における<u>原因不明の重症の感染症が疑われる</u>患者の受け入れの現状を考慮して疑似症定点を設定する。

できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるようにするため、 人口及び医療機関の分布を勘案しつつ選定する。この際、成人と小児のどちらの症例 も把握できるよう、疑似症定点が持つ診療科にも配慮する。

◆ 医療機関の特性別の選定基準

▶ 上記の基本的原則を考慮した上で、まず、診療報酬に基づく特定集中治療室管理料(1~4)、小児特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料(1~2)の届出をしている医療機関のうちから選定することを検討する。

その際は、感染症専門医などを中心に院内で感染症診療に関するコンサルテーションが行われているなど、医療機関内の症例探知の仕組みの整ったところから優先して選定する。

なお、地域の事情により、感染症専門医が常勤していない医療機関を選定しなければならない場合は、届出基準に合致しているかどうかを判断する上で、地域において感染症専門医等から、適切なコンサルテーションを受けることができる仕組みを準備しているかに配慮した上で指定届出機関とする。

▶ 次に、法に基づく感染症指定医療機関(特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関)のうち、疑似症定点の定義にある集中治療レベルの医療(上記、定義に関する補足説明を参照)が提供できる医療機関から選定する。

◆ マスギャザリング時の対応

マスギャザリング(一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団)においては、感染症のリスクを評価した上で、疑似症定点として選定することが疑似症発生情報の把握に有用な医療機関(例:大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関)について検討を行う。

当該医療機関が、平時の疑似症定点医療機関と異なる場合は、マスギャザリングの期間に合わせて、一定期間のみの臨時的な疑似症定点とすることも考慮する。

5. 疑似症定点報告のプロセス

疑似症定点は、「3.定義に関する補足説明」も参考に、届出基準に合致することが判明した段階で、保健所へ「直ちに」報告を行う。報告の実施においては、指定届出機関による汎用サーベイランスシステム(NESID上のサブシステムの一つ)の入力を原則とし、システムに入力をした場合は、当該医療機関は、保健所に随時、電話連絡を入れる。尚届出様式連絡先項には医療機関の電話番号を記載する。

半年以内の海外渡航歴がある場合、基礎疾患がない場合、急激に悪化する場合、既知の疫学情報あるいは病態に合致しない場合などは、公衆衛生上の意義が大きい可能性が想定されるため、必ずしも、届出定義を確実に満たすことが確認できていない段階での届出について、円滑な報告に向けて管轄保健所と協議を行う。

なお、該当する症例の発生頻度が極めて低いことが想定されることも鑑み、ゼロ報告 の運用については、自治体の現状に合わせて判断することとする。

ただし、マスギャザリング時においては、日々のゼロ報告は、会場等の周辺の状況も 的確に把握できる点において有用であると考えられる。

実施要綱にもあるとおり、疑似症定点以外の医療機関においても、届出基準に該当すると判断される患者について適切に報告を行うことができる体制を構築するためには、

疑似症定点医療機関や管内の保健所等に相談できるよう、都道府県は予め疑似症定点に 指定されている医療機関名や相談先を示すなどの配慮を行い、疑似症の該当症例の迅速 かつ適切な把握に努めることが重要である。

6. 報告を受けた後の流れ

保健所は、届出内容を確認の上、原則として1例ずつ報告内容を確認する。その際、 必要に応じて、症例の臨床症状・検査所見(一般検査、病原体検査等)・疫学情報(例: 推定感染地域、渡航歴、職業歴、国籍、患者集積の有無等)を追加収集する(参考資料: 疑似症サーベイランスのチェックリスト 参照)。

保健所は、必要時、地域の感染症専門医に、症例についての臨床的評価の助言を得るなどして、届出基準を満たしているかどうかについて検討を行う。蓋然性の高い検査から順次実施中である場合、また、これらの検査の結果待ちの場合も、「直ちに」診断できないということで疑似症として報告される場合があることに配慮する。

国立感染症研究所感染症疫学センターは、保健所などからの求めに応じ、国内外の感染症の流行状況や、疫学状況も参考にしながら、事例のリスク評価について支援する。なお、海外での集団発生と関連がある場合は、その事例のリスク評価にあたっては、国立感染症研究所感染症疫学センターが保健所を適切に支援する。国際保健規則(IHR)報告に係る事例である可能性がある場合は、国立感染症研究所感染症疫学センターが厚生労働省結核感染症課と相談の上、保健所に対して適切な支援を行う。また、保健所等から、症例についての臨床についてのコンサルテーションがあった場合は、適宜、感染症専門医を紹介することも考慮する。

半年以内の海外渡航歴がある場合(国内において通常存在しない感染症の可能性)、基礎疾患がない場合(通常起こりえない病態と判断)、急激に悪化する場合(初期治療へのレスポンスが悪いなど、通常起こりえない病態と判断される場合)、既知の疫学情報あるいは病態に合致しない場合などは、公衆衛生上の意義が大きい可能性が想定される。また、保健所が地域の医療機関に確認したところ集団発生の一部であるという情報を得た場合は、公衆衛生意義が高いと評価すべきである。

保健所は、公衆衛生上の意義に関するリスク評価の結果に基づき、必要に応じて、地域において同様な症例が出ていないかどうか、法第15条のもとで、管内の医療機関に問い合わせるなど、積極的症例探索を行うことも考慮する。

保健所長は、<u>臨床的評価(届出基準を満たしているかも含め)と、公衆衛生意義のリスク評価の結果に基づき</u>、本庁担当部署と地方衛生研究所とも相談の上、自治体として行政検査を行うべきかどうか等を、国立感染症研究所に検査を依頼するのかを含めて検討を行う。なお、疑似症サーベイランスにおける国立感染症研究所への検査依頼の窓口は、国立感染症研究所感染病理部である。

行政検査の検査項目については、当該症例の臨床所見、疫学情報や、すでに実施されている検査等を考慮し、届出医療機関の医師や、地域の感染症専門医などの助言も得な

がら、個別に検討する。検体採取の際は、採取に係るリスクを考慮したうえで、適切な 感染対策を実施することを厳守する。なお、各自治体の衛生研究所等で実施可能な検査 項目を整理しておくことは有用である。

行政検査の枠組みで検査を実施する場合の検体輸送については、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」を参照のこと。

疑似症定点からは、病原体を受け付けることになることから、法第 15 条に基づく、検 体等を提供する医療機関として取扱う。

検査結果等積極的疫学調査の結果は保健所が本サーベイランスの備考欄に書き込む。 全数把握の疾患であると診断された場合は、疑似症届出を取り下げ、全数報告を届出医 師に依頼する。また、全数把握の疾患以外であるという診断が得られた場合も、同じく 疑似症の報告を取り下げる。これらの場合は、得られた診断に応じた必要な対応をとる。 最終的に原因となる病原体等(毒素を含む)が特定できなかった場合は、その結果を本 サーベイランスの備考欄に書き込んだ上で、必要に応じて事例のフォローアップを行う (例:疫学的関連のある集団において、追加の症例がでないかなど、医療機関の協力の もとにフォローアップを行うなど)。

行政検査を行わない場合は、保健所は必要に応じて当該症例の経過を医療機関の協力 のもとフォローアップし(医療機関で実施された検査結果の入手等も含む)、状況に変 化がでた場合は、改めてリスク評価を実施する。

届出時点で、届出基準を満たしていないと保健所が判断した場合は、地域の中核的 医療機関からの重要性を含んだ感染症情報の提供として処理し、必要に応じて病原体 検索を含む事例のフォローアップを行う。

7. NESID 上の運用について

「確認済み」ステータスへの移行:保健所が、届出事例が届出基準を満たしていることが確認できた段階で、地方感染症情報センターに連絡をし、地方感染症情報センターが「確認済み」ステータスへの移行を行う。

「取下げ」処理作業:疑似症届出の定義を満たさないことが判明した段階で、保健所は地方感染症情報センターに連絡をした上で、「取下げ」の項にチェックを入れる。

追加情報の記載:病原体検査結果や積極的疫学調査の結果等、必要な情報については、保健所が結果をシステムに記載する。「取下げ」作業を行った症例でも、記録目的で、追加情報の記載を行う(汎用サーベイランスに特有の機能)。

8. 事例の情報提供について

実施要綱を参照のこと。

9. Q&A

Q1:疑似症サーベイランスによって何を見つけたいのか?

疑似症サーベイランスにおいては、臨床的に一部の2類及び3~5類感染症(注:1類感染症及び急性灰白髄炎とジフテリアを除く2類感染症は疑似症の届出の仕組みを既に持っため)が想起されるものの、特定の感染症との診断ができない場合に、疑似症サーベイランスの届出を行うことにより、患者報告のための明確な定義を満たさないが、重症であり早期に対応が必要な症例を迅速に探知することを意図している。

なお、届出対象となった症例が、結果的に2類~5類感染症以外の感染症と診断される場合も想定されるが、これは疑似症の届出の迅速性を図った結果である。

Q2:通常の全数届出とどこが違うのか?

全数届出は、臨床診断の段階(1類の疑似症、2類一部の疑似症、麻しん・風しんの臨床診断例)又は確定診断に至った段階のいずれかで届け出る。

しかし、診断をつけることができない症例であっても、感染拡大による被害を最小限に抑えるため、早期対応が重要であろうと考えられる症例については、暫定的な情報の段階で、 疑似症サーベイランスによって、早期に報告を受けることを意図している。

つまり、患者報告における迅速性の観点での「ファストトラック」、重要な事例の取りこぼし を防ぐための「安全ネット」ともいえる。

Q3:全数届出との重複届出が想定されるか?

特定の全数把握対象疾患が疑われるが、医療機関において確定診断ができない場合 (例:地方衛生研究所又は国立感染症研究所のみで検査が実施できる場合)は、全数把握 対象疾患としての確定診断の可能性について、保健所と相談する。疑似症定点において、 このような症例について、疑似症サーベイランスとの重複報告は不要である。

なお、5 類全数把握疾患に含まれる急性脳炎、(15 歳未満の) 急性弛緩性麻痺の報告定義に合致するものは、従来通り全数届出とし、疑似症サーベイランスには届出をしない。

Q4:「集中治療その他これに準ずるものが必要であり」という要件を定義に入れたのはなぜか?

一般的に感染症は重症度においては、軽症から重症までバリエーションを持つことから、 客観的な指標に基づき、重症例を優先的に診断しようと意図することは、公衆衛生対応に 資するサーベイランスの感度・特異度のコントロールの観点からは合理的なアプローチの一 つであると考えられる。また、重症例であることから、個別症例の重要度にも配慮したもので あると考える。

Q5:各疑似症定点において必要な調整は?

①担当窓口の設定

定点報告は本来、施設管理者が届け出ることとなっているが、疑似症定点においては

該当する症例の発生頻度が極めて低いが重要性が高いことが想定されるため、各疑似症 定点において、予め保健所との間の担当窓口を設置することにより、運用を円滑にするこ とを考慮する。

担当窓口については、院内の情報集約、届出基準に適合するか否かの検討も行う必要があるため、感染症専門医など感染症診療に造詣の深い医師職又は感染管理チームが担うことを考慮する。

②診療部門と担当窓口の連携

集中治療部・内科・小児科・皮膚科など、届出基準に該当する症例を直接診療する可能性が高い診療科と、担当窓口、感染症専門医との連携も肝心である。

保健所等は、事例集などを使った研修会などを通じて、疑似症定点において疑似症サーベイランスへの理解を深める活動を行うことにより院内の連携体制の構築を支援する。

疑似症の届出、即、行政検査の実施でないことについて、院内の診療部門に十分に 周知する。

Q6:地域における必要な調整は?

疑似症サーベイランスの運用に当たっては、感染症発生動向調査としては、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、必要に応じて、各都道府県等の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

指定届出機関と管轄保健所以外に、地域的な患者集積をとらえるという観点から、本庁 や地方衛生研究所等も交えた研修会の実施が望ましい。

Q7:疑似症サーベイランスにおいて個人情報を取得できるか?

疑似症サーベイランスは、定点であるため、サーベイランス目的では個人情報は収集しない。ただし、保健所が法15条を適用すると判断した場合は、個人情報の収集を行うことも想定される。

Q8:マスギャザリングの際に疑似症サーベイランスを強化する必要があるか?あるとすればど のように強化するべきか?

マスギャザリングに関連して、様々な国からの訪日客が増加する場合、以下のような感染症のリスクが増加する可能性がある。

- ▶ テロ行為を含め、国内に常在しない感染症が持ち込まれるおそれがある。
- ▶ 日本国内で流行している感染症が訪日客(スポーツイベントである場合は選手も含む)に波及し、イベント開催中や帰国後に発症し、感染が拡大するおそれがある。

マスギャザリングの性格 (開催期間、訪日客の背景、開催場所等) によって、まず、 感染症のリスクを評価し、それに従って疑似症サーベイランスの強化の必要性を考慮

する。感染症に対して特異なことが起こっていないという客観的な状況もマスギャザリング対策上重要な要素であることを考慮すべきである。

Q9: 医療機関の選定に当たって留意すべき事項は?

保健所管内の人口に応じた選定数の目安は示していないため、各自治体の状況に応じ、 人口及び医療機関の分布等を勘案しつつ、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生 状況を把握できるよう考慮する。

選定基準のウについては、該当する医療機関を選定する際、年間を通じて指定するか、 マスギャザリング期間中のみ指定するかについては自治体の状況に応じて検討する。

Q10:届出したあと、国から調査依頼等は来るのか。また自治体において追加で調査した事項 を報告する必要はあるか。

事例により、厚生労働省から自治体へご連絡させていただくことがありえる。

Q11:MERS の疑似症のように、追加調査用の調査票のひな形は示されるのか。

参考資料として「疑似症サーベイランスチェックリスト」を作成したので、各自治体の状況 に応じて活用されたい。

Q12:小児特定集中治療室管理料を届け出ている医療機関はどのように確認すればよいか。 各地方厚生局のホームページで一覧を公表されている。

参考資料 疑似症サーベイランスチェックリスト

* このチェックリストは届出票ではありません。各自治体の運用に合わせて適宜編集して使用可能です。

* 該当する項目 保健所	目に☑し、情報を記載してください(該当しない項目は不要) ぶ
	確認方法:電話・面接・その他()
共通項目	□年齢: 歳(カ月) □性別:男・女 □国籍:1 日本 2 その他() 3 不明 □住所/滞在先: □職業: □発症年月日:令和 年 月 日 □初診年月日:令和 年 月 日 □入院年月日:令和 年 月 日 □以代CU入室年月日:令和 年 月 日 □診断(検案)年月日:令和 年 月 日 □診断(検案)年月日:令和 年 月 日 □が正状 □発熱 □呼吸器症状(該当あるものに○) 咳・痰・呼吸困難 □発疹 □消化器症状(該当あるものに○) 腹痛・嘔吐・下痢・便秘 □神経症状(該当あるものに○) 頭痛・めまい・意識障害・麻痺・痙攣 □その他特記すべき症状(ある場合以下に詳細に記載) (() □基礎疾患(ある場合以下に記載) () 症状の経過

	□指定届出機関で実施した検査項目と結果				
	()			
	□確定/推定感染地域→図の場合、下記の項目の確認				
	□確定/推定感染原因・感染経路→□の場合、下記の確	認の確認			
認する。					
直近6ヶ月	□国名:				
以内の海外	□都市名/地域名:				
渡航歴	□渡航期間:				
	()			
	□渡航目的:観光・ビジネス・VFR(友人・親族訪問)・	・バックパック・調査研究・そ			
	の他 ()				
	□移動手段を含めた渡航期間中の行動歴:				
	()			
	□感染源となった有症状接触者の有無と状況:				
	()			
	□同行者の状況:				
	()			
	□ワクチン接種歴と予防内服:				
	()			
直近4週間	□都道府県:				
以内の国内	□都市名/地域:				
旅行歴	□旅行期間:				
	()			
	□旅行目的:観光・ビジネス・VFR(友人・親族訪問)・	・バックパック・調査研究・そ			
	の他 ()				
	□移動手段を含めた旅行中の行動歴:				
	()			
	□感染源となった有症状接触者の状況:				
	()			
	□同行者の状況:				
	()			
マスギャザリン	□開催地/地域:				
グへの参加歴	□参加日時:				
	()			
	□行動歴:				

	,	
	()
	│□感染源となった有症状接触者の状況:	
	()
	□同行者の状況:	
	()
昆虫や動物と	□接触場所/地域:	
の接触歴ある	□接触日時:	
いは接触する	()
ような環境で	│ □行動歴:	
の活動歴	()
	 □感染源となった昆虫や動物の種類と状況:	
	()
	□同行者の状況:	
	()
淡水、海水や	□接触場所/地域:	
土壌との接触	」 │ □接触日時:	
歴	()
	 □行動歴:	
	()
	 □感染源となった物の種類・状況:	,
	()
	` □同行者の状況 :	,
	()
	_ ` □喫食場所 :	,
->.	□ □	
		\
)
	□感染源となった物の種類・状況:	,
)
	□同行者の状況: - ,	,
	()
性交渉歴	│□接触場所:	
	□接触日時:	
	()
	□感染源となった有症状接触者の状況:	
	()